

# 事業承継・引継ぎ補助事業

(事業承継トライアル)

公募要領

-第3次公募-

2021年10月

執行管理団体

PwC コンサルティング合同会社

## 電子申請にあたっての注意事項

- 本事業の申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

### 【応募申請方法】

本補助金は、補助金申請システム「jGrants」により応募申請を受け付けます。

1) GビズIDの取得等の事前準備が必要です。

「<https://www.jgrants-portal.go.jp/>」より「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をダウンロードして必要な操作や準備内容を確認ください。当該ID取得には2～3週間を要するので注意してください。

2) そのうえで「補助金を探す」>補助金名「事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)」で検索を行い、該当補助金名を押下後、「申請する」を押下し入力・アップロード等操作を行ってください。

※ 本補助金の応募申請方法は、電子申請のみとなります。

※ 持参及びFAX、郵送による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 応募申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。

## 補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、中小企業庁と協力して、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先(委託先、外注(請負)先以降も含む)に対して、必要に応じて現地調査等を実施しますので、あらかじめ補助金の受給者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。

掲載 URL : [https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)

掲載 URL : [http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について執行管理団体の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

## 目次

I. 事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)について.....	2
1. 背景と目的 .....	2
2. 事業概要 .....	2
3. 実施体制 .....	3
4. 実施期間 .....	4
5. 補助金の概要.....	5
6. 補助対象経費.....	6
7. 補助対象経費全般にわたる留意事項 .....	7
8. 補助金交付申請・補助金の支払.....	7
9. 間接補助事業者の義務 .....	8
II. 応募資格.....	9
1. 応募企業の属性.....	9
2. 事業承継への展望および事業の円滑な実施への協力.....	10
III. 応募手続き .....	11
1. 応募者 .....	11
2. 応募書類 .....	11
3. 申請期限 .....	12
4. 申請方法 .....	12
IV. 応募にあたっての留意事項.....	13
1. 個人情報 .....	13
2. 著作権等 .....	13
3. 情報セキュリティ管理 .....	13
4. 消費者保護 .....	13
5. 書類の管理 .....	13
6. 善管注意義務.....	13
7. その他留意事項.....	14
V. 公募手続きの説明.....	15
VI. 審査の方法 .....	16
1. 審査の流れ .....	16
2. 審査にあたっての視点 .....	18
VII. 問い合わせ先 .....	19

## I. 事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)について

### 1. 背景と目的

中小企業・小規模事業者(以下「中小企業」という。)は、地域の経済や雇用を担う重要な存在です。しかし、2025年までに、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万(日本企業全体の約3割)が後継者未定となっています。この現状を放置すると、中小企業の廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があります。

こうした環境の中、後継者不在の中小企業が事業承継を行うに当たっては、事業承継に係る課題整理および計画策定に加えて、後継者候補の選定とその者が優れた経営者となるための後継者教育の実践等が、円滑な事業承継を実現する阻害要因となっています。

こうした問題点の解決に繋げるべく、本事業では、後継者不在の中小企業が円滑な事業承継を実現することを目的として、第三者を後継者候補とした事業承継(以下、「第三者承継」という。)に向けた準備等を行う後継者不在の中小企業者に対して、事業承継計画の策定及び第三者となる後継者候補の確保、後継者候補に対する後継者教育の実践を支援します。

### 2. 事業概要

本事業について、第三者承継に向けた取組を行う後継者不在中小企業(以下、「間接補助事業者」という。)は、以下を実施するものとします。※但し、①-③については、その全てに取り組む必要はございません。

#### ① 事業承継計画の策定

円滑な第三者承継の実現に向け、外部機関(取引先の金融機関等)と連携しながら、事業承継計画の策定や改善を行うこと。

#### ② 後継者候補の選定

策定した事業承継計画に基づき、外部機関(人材ビジネス事業者等)と連携しながら、後継者候補を選定し、当該者と労働契約を締結すること。

#### ③ 後継者教育の実施

後継者候補とのマッチング後、後継者候補に対して、後継者教育を実施すること。また、事業年度内に、執行管理団体が提供する後継者教育プログラムを受講すること。

#### ④ 執行管理団体に対する報告・情報共有の実施

事業承継計画の策定状況及び後継者教育の進捗状況のほか、策定した事業承継計画の内容及び後継者候補に係る情報等を執行管理団体に対して定期的に報告・情報提供を行うこと。

※報告・情報共有は月1回程度の頻度を想定し、必要に応じて、執行管理団体から間接補助事業者及び後継者候補に対してヒアリングを実施する場合がある。

### 3. 実施体制

本事業は、中小企業庁からの補助を受け、PwC コンサルティング合同会社が、執行管理団体(補助事業者)として、間接補助事業者の選定から補助金の交付まで、事業に係る一連の取組を支援します。

事業の実施に当たっては、執行管理団体は、選定された間接補助事業者に対し、適宜、事業の実施状況に係る報告を求め、事業の進捗状況をタイムリーに把握し、事業に対する指導、助言を行います。

#### 【実施体制図】



#### 4. 実施期間

実施期間は、単年度であり、交付決定日から 2022 年 1 月 31 日までとします。間接補助事業者の公募スケジュール(案)は以下の通りです。

なお、補助対象となる経費の総額は、間接補助事業者が、2022 年 1 月 31 日まで実施するに当たって必要となった次頁以降に示す対象経費の合計額とします。

##### 【事業実施期間】

交付決定通知日～2022 年 1 月 31 日(月)

##### 【公募スケジュール】

	公募スケジュール(案)
公募	2021/10/18(月)-2021/11/22(月)
審査・選定	2021/11/24(水)-2021/12/24(金)
補助金の交付決定	2021 年 12 月末頃

## 5. 補助金の概要

事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)は、後継者不在の中小企業が事業承継に向けた計画を策定し、後継者候補を選定、その後の後継者教育に係る取組に対して、経費補助を行うものです。具体的には、「事業承継計画の策定支援を受ける際の経費補助」「後継者マッチングに伴う手数料等にかかる経費補助」「後継者候補への後継者教育にかかる経費補助」を想定し、補助金の交付を行うものとします。

名 称	後継者教育事業		
区 分	事業承継計画の策定支援を受ける際の経費補助	後継者マッチングに伴う手数料等にかかる経費補助	後継者候補への後継者教育にかかる経費補助
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者候補受入に向け、事業承継にかかる専門家等からの各種支援(財務・経営分析、事業承継にかかる関係者整理、事業承継にかかる経営資源・リスクの棚卸、株式承継・資本政策、納税資金計画等を包含する事業承継計画の策定)を受ける際に要した費用に対して、補助金を支給する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者が常勤雇用で成約した場合、人材紹介会社等に対して支払いが発生する手数料等に対して、補助金を支給する</li> <li>但し、執行管理団体が提供する後継者教育を後継者が受講することを前提とし、受講完了後に支給する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者承継に向けて、迎え入れた後継者候補に対する後継者教育にかかる費用(専門資格の取得費用や外部セミナーの受講費用)に対して、補助金を支給する</li> <li>但し、執行管理団体が提供する後継者教育を後継者候補とともに受講することを前提とし、受講完了後に支給する。</li> </ul>
補助上限額	350万円以内		
補助率	2/3以内		
補助対象経費	謝金、旅費、外注費、外部研修・受験費、会議費、資料購入費		
補助事業実施期間	交付決定日～2022年1月31日		

## 6. 補助対象経費

本事業の対象となる経費は、本事業の遂行に際して、直接必要とした経費(事業承継計画の策定支援費用、後継者マッチングに伴うマッチング費用、後継者候補への後継者教育にかかる費用)として明確に区分できるものであり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。また対象経費は、原則、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限ります。

### 【謝金】

本事業の遂行に必要な業務の一部について、専門家等に指導や助言を依頼した場合に支払う経費

(事業承継計画の策定に当たり、税制対策について専門家から受けた助言に対する費用、等)

### 【旅費】

本事業の遂行に必要な国内出張及び海外出張にかかる経費(交通費・宿泊費・日当)

(後継者候補の後継者不在中小企業訪問にかかる交通費、等)

### 【外注費】

本事業の遂行に必要な業務の一部について、取引先の金融機関等や人材紹介会社等への外注(委託・請負)を行った際に支払う経費

(取引先の金融機関から受ける事業承継計画の策定支援にかかる報酬、等)

### 【外部研修費・受験費】

本事業の遂行に必要な外部研修・講習会や資格試験等にかかる費用

(後継者不在中小企業の承継に必要な専門資格の外部試験にかかる受験費用、等)

### 【会議費】

本事業の遂行に必要な会議の開催にかかる費用

(後継者候補との面談に使用した外部会議室の借料、等)

### 【資料購入費】

本事業の遂行に必要な本や書籍の購入費用

(経営に係る専門的な知識の習得を目的とした書籍の購入費用、等)

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費(酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等)には対象となりません。

## 7. 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 以下の経費は、補助対象になりません。
  - ・ 補助金交付決定日より前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの(事業者が指定した国内の事業実施場所に引き渡されないもの)
  - ・ 収入印紙、振込等手数料(代引手数料を含む)
  - ・ 公租公課(消費税および地方消費税額(以下「消費税等」という)等)
  - ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
  - ・ その他、執行管理団体が適切でない判断するもの
- ② 支払は、原則、銀行振込のみとします(他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング(債権譲渡)による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は対象外とします。)
- ③ 本事業における発注先(海外企業からの調達を行う場合も含む)の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう可能範囲において相見積書を取り、相見積書の中で最低価格を提示したものを選定してください。ただし、発注内容の性質上、相見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。
- ④ 補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。(免税事業者を除く。)
- ⑤ 国の他の補助事業で補助対象となっている経費については、計上できません。

## 8. 補助金交付申請・補助金の支払

本事業に応募を行う後継者不在中小企業(以下、応募企業)は、速やかに補助金の交付申請を行うこととし、申請に必要な各種書類(詳細は選定後にお知らせします。)を執行管理団体に提出していただきます。必要な書類が提出されない場合や、提出された書類に不備がある場合には、交付決定ができず、そのため補助事業が開始できない場合もありますので留意ください。

補助金は、交付申請書に定められた用途以外には交付されません。

補助金の支払いについては、経費支出にかかる確定検査を経た後に、全額、精算払いとなります。全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

## 9. 間接補助事業者の義務

この事業に採択され補助金交付の決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- ① 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、交付決定内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければなりません。
- ② 交付決定を受けた後、この事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又はこの事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に承認を得なければなりません。
- ③ この事業を完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、指定する期日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ この事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図るとともに、経済産業大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分(転用(補助金の交付の目的に反する使用を含む)、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄することをいう。以下、同じ。)する必要があるときは、事前に承認を受けなければなりません。
- ⑤ この事業により取得した財産を処分したことによって得た収入の一部は納付することがあります。
- ⑥ この事業の遂行及び収支の状況について、要求があったときは速やかに遂行状況の報告をしなければなりません。
- ⑦ この事業の進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。また、この事業の実施期間中又は終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。これらの検査により、補助金の返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければなりません。

## II. 応募資格

### 1. 応募企業の属性

本事業の応募企業は、次の要件を満たす民間団体等とします。なお、事業実施期間の途中であっても、以下の要件を満たさなくなった場合は、責任体制の変更等必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- ① 法人格を有する者であり、かつ、中小企業基本法第2条第1項で定める、中小企業者の範囲と小規模事業者の定義を満たしていること。  
※ ただし、次のいずれかに該当する者は、補助金の対象外とします。
  - (1) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者
  - (2) 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者
- ② 日本国内に拠点を有していること。
- ③ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)そのために必要な措置を講じること。
- ④ 間接補助事業を行うために必要な中立性及び公平性を確実に有している者。
- ⑤ 当該事業に関して、実施計画の企画立案とその実施等について管理を行うことができる能力を有していること。
- ⑥ 会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備され、円滑な事業実施が可能であること。
- ⑦ 執行管理団体からの連絡、指示、問い合わせ等に対して、速やかに自ら対応、回答できること。
- ⑧ 会計検査院、執行管理団体より、提出・開示の要請があった書類や情報については、可能な限り、提供・開示に協力すること。
- ⑨ 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。

- ⑪ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
- ⑫ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

## 2. 事業承継への展望および事業の円滑な実施への協力

本事業の対象となる応募企業は、次の要件を満たしていることとします。

(応募要件)

- ① 以下の状況等により、後継者を外部から招聘しない限り、近い将来廃業を余儀なくされる可能性があること、または、以下の状況等により、既に後継者を外部から招聘済であること。
  - ・ 親族や企業の役員・従業員等、身近な環境に後継者候補となりうる者がいない。
  - ・ 企業/事業売却の意思がない。
- ② およそ5年を目途に、自社を後継者候補に承継する意思があること。
  - ※ 経営権のみの承継、経営権と所有権の承継等を本事業の対象として認める。
- ③ 第三者承継に係る必要性を認識し、事業承継計画の策定を既に開始していること。
- ④ 事業承継計画の策定について、取引先の金融機関や、顧問社労士、顧問税理士等、継続的な支援を受けることができる外部機関が存在すること
- ⑤ 外部より招聘した後継者候補を中長期的に雇用できる財務基盤を有すること。
- ⑥ 後継者候補の勤務環境について、通常業務とは別に自社の事業理解を進めるための育成時間を確保する意思があること。
- ⑦ 応募企業の経営者及び後継者候補は、執行管理団体が提供する後継者教育プログラムを受講すること。
- ⑧ 本事業に関係したヒアリング・アンケート等による調査に協力すること。
- ⑨ 本事業年度終了以降に、後継者の育成状況等に関する後年報告を求めた場合、これに協力すること。

### III. 応募手続き

#### 1. 応募者

応募は執行管理団体に対して、応募企業自らが行ってください。

#### 2. 応募書類

応募にあたり、提出が必要な電子書類は以下の通りです。

応募書類	ファイル名称の付け方例	提出
①公募申請書【様式1】	企業名_①公募申請書.xlsx	必須
②承継計画書・収支計画書【様式2】	企業名_②承継計画書・収支計画書.xlsx	必須
③後継者人材要件書【様式3】	企業名_③後継者人材要件書.xlsx	必須
④暴力団排除に関する誓約書【様式4】	企業名_④暴力団排除に関する誓約書.pdf	必須
⑤事業計画が確認できる資料	企業名_⑤事業計画が確認できる資料.pdf	必須
⑥決算書(直近3期分) (貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表等)	企業名_⑥決算書(直近3期分).pdf	必須
⑦会社概要が確認できる資料 (パンフレット等)	企業名_⑦会社概要が確認できる資料.pdf	必須
⑧事業計画書【補助様式1】	企業名_⑧事業計画書.xlsx	任意

※ 応募書類の様式は、事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)特設 web サイト (<https://trial-business-succession.jp/>)からダウンロードできますので、ご利用ください

※ 紙書類の提出及び書類への押印は不要です。

※ ③後継者人材要件書【様式3】について、後継者候補を招聘済の応募事業者は招聘前に想定していた後継者要件を記載して頂くようお願いいたします。

※ **⑤事業計画が確認できる資料【様式5】**については、**会社の沿革/直近の業況推移(売上高、経常利益、借入金等)、業務の流れ、内外環境の分析結果、今後の事業方針等が記載された資料**とします。もし**当該資料が自社にない場合には、⑧事業計画書【補助様式1】を作成の上、提出してください。**また、作成にあたっては認定経営革新等支援機関・金融機関等(以下、「経営支援機関」という)との共同作成もしくは経営支援機関からの助言を得ながら作成を行うようにしてください。なお、本事業では「認定経営革新等支援機関による確認書」「金融機関による確認書」は不要です。

### 3. 申請期限

2021年11月22日(月)17時までに、補助金申請システム「jGrants」での申請を完了してください。

### 4. 申請方法

本補助金は、補助金申請システム「jGrants」により応募申請を受け付けます。

- ① GビズIDの取得等の事前準備が必要です。  
「<https://www.jgrants-portal.go.jp/>」より「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をダウンロードして必要な操作や準備内容を確認ください。当該ID取得には2～3週間を要するので注意してください。
- ② そのうえで「補助金を探す」>補助金名「事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)」で検索を行い、該当補助金名を押下後、「申請する」を押下し入力・アップロード等操作を行ってください。

※ 本補助金の応募申請方法は、電子申請のみとなります。

※ 持参及びFAX、郵送による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 応募申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個人情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。

#### (留意事項)

- ・ 提出期限を超過して受領した応募書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また選定の成否を問わず、作成費用及び審査等に係る費用は支給されません。
- ・ なお、選定後であっても、応募企業の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、選定を取り消すことがあります。
- ・ 提出された応募書類は間接補助事業者の選定に関する審査以外の目的には使用しません。
- ・ 提出後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

## IV. 応募にあたっての留意事項

### 1. 個人情報

関係機関と個人情報を共有する場合は事前に本人の同意を得る等、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえてください。

### 2. 著作権等

- ① 本事業の遂行により生じた著作権(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。以下同じ。)については、執行管理団体に帰属するものとします。
- ② 第三者が権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に嚴重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を間接補助事業者において行うものとします。
- ③ 本事業の業務内容に関し、第三者との間で著作権に係わる権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら執行管理団体の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとします。

### 3. 情報セキュリティ管理

間接補助事業者は、情報セキュリティポリシーを整備し、適切な情報セキュリティ対策を講じてください。

### 4. 消費者保護

間接補助事業者は、消費者保護の観点から、関係者の消費者としての権利を確保するため、適切な対応をとるものとします。

### 5. 書類の管理

間接補助事業者は、補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、支援事業に係る歳入及び歳出について証憑書類を整理し、かつ調書及び証憑書類を支援事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなりません。

### 6. 善管注意義務

事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。

## 7. その他留意事項

- ① 補助金の交付については補助金適正化法の定めによるほか、交付規程により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。
- ② 交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に、準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル(経済産業省大臣官房会計課)」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認ください。  
(経済産業省 事務処理マニュアル等)  
[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)
- ③ 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ④ 売買、請負その他の契約をする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため、そのために必要な措置を講じてください。
- ⑤ 事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負契約をしている場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料を添付してください。

## V. 公募手続きの説明

本事業における政策趣旨や、公募手続きに係る説明ビデオを、事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)特設 web サイト内に公開予定です。

＜事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)特設 web サイト＞

<https://trial-business-succession.jp/>

(説明ビデオ公開概要)

・日時：2021年10月29日(金)予定

※公開の詳細については、後日特設 web サイトにてご案内いたします。

## VI. 審査の方法

### 1. 審査の流れ

間接補助事業者は、面談による審査後、第三者の有識者等で構成される審査委員会を経て、選定されます。

#### (審査方法)

- ・ 応募書類の内容について、評価観点(後述の「2. 審査にあたっての視点」参照)を基に、面談審査を実施します。
- ・ 面談審査は、11月24日(水)～11月29日(月)にて実施予定です。
- ・ 面談審査は Web 会議形式で実施予定です。実施方法については、面談日時が確定後、各団体へ直接メールにて連絡いたします。
- ・ なお、面談審査は日程調整を事前に行う必要があるため、特設 web サイトより、予め、登録(登録開始日時等に係る詳細は、特設 web サイトをご確認ください。)をお願いいたします。
- ・ なお、面談審査の日程については、別途調整のご案内をいたします。
- ・ 面談審査では、事業内容の変更の可能性をお尋ねすることがあります。
- ・ 最終的な選定結果は、当該団体に対して、執行管理団体より電子メールあるいは電話にて通知いたします。

#### (留意事項)

- ・ 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには、応じかねますのでご了承ください。
- ・ 申請書類に不備があるものについては、審査対象といたしませんので、ご注意ください。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ(※)の取組を政府として推進すべく、執行管理団体が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等)についても、法人インフォメーション(※)に原則掲載されることとなります。そのため当該交付決定等に関する情報が法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表されることとなります。

※ オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

※ 法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。(掲載アドレス：<http://hojin-info.go>)

## 2. 審査にあたっての視点

間接補助事業者の評価観点は、下記の通りです。また評価観点については、公募状況等に  
応じて変更する可能性があります。あらかじめご了承ください。

評価観点の分類		評価区分	評価観点
1. 事業性			
①	経営状況・経営課題等の精査	必須	経営状況や経営課題を精査できているか (事業の収支、商品開発力、強みと弱み、担保の状況等)
②	経営基盤の強化	必須	本業の競争力を強化するための取組や工夫等(従業員の 士気向上、職務権限の明確化、業務効率化等)を行っ ているか
③	事業に係る将来性の担保	必須	中長期的に事業の成長が見込まれるか、そのための事 業計画が立てているか
2. 実現性			
①	事業承継の計画策定	必須	承継予定の資産や今後の事業計画、経営者・後継者の 年齢を含むスケジュール等、事業承継の計画を具体化 しているか
②	第三者承継に向けた意識醸成	必須	事業期間内に後継者候補を迎え入れることについて、 企業内で共通認識を図っているか
③	関係者との調整	必須	相談できる外部機関、他の株主(親族含む)や役員・従 業員及び取引先等の理解や協力が得られるよう、調整 を図っているか
④	後継者像の要件定義	必須	後継者としてどのような要件を定めているか/定めて いたか、その優先順位を明確化しているか/明確化し ていたか
⑤	後継者への負担軽減	必須	個人保証の解除等、後継者が承継しやすい環境を準備 しているか/準備していたか
⑥	後継者への魅力発信	必須	自社の商品や製品、サービス、その他知的資産に関し て、後継者へ魅力的に伝えることができるか

※後継者候補を招聘済の応募事業者につきましては、2.実現性「⑥後継者への魅力発信」等に  
該当するような後継者候補との対話を実施する意思があるかどうか、面談審査等で確認さ  
せて頂く場合がございます。

## VII. 問い合わせ先

本公募要領に関するお問い合わせは、電子メールにてお願いいたします。なお、お問い合わせ期限は、2021年11月22日(月)17:00といたします。

<問い合わせ先>

PwC コンサルティング合同会社

「事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)」補助事業者

【E-mail】 [jp\\_cons\\_trial\\_business\\_succession@pwc.com](mailto:jp_cons_trial_business_succession@pwc.com)

※応募、問い合わせにあたっての個人情報取扱については、事業承継・引継ぎ補助事業(事業承継トライアル)特設 web サイト(<https://trial-business-succession.jp/>)をご参照ください。

以 上